

令和5年第8回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年7月27日(木) 鶴ヶ島市役所 504会議室			
開会時刻	午前 9時52分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時56分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			事務局次長	中島 浩喜
			主査	高橋 浩
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第19号 農地法第3条の規定による許可について			
日程第3	議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第4	議案第21号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第5	議案第22号 農用地利用集積等促進計画について			
日程第6	議案第23号 農地等の利用の最適化施策に関する意見について			
日程第7	報告第7号 報告事項について			
日程第8	その他			
議事(担当)		内 容		
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第8回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号9番 新井 正美 委員</p> <p>議席番号1番 沼田 富子 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		
日程第2	議長	<p>議案第19号</p> <p>農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>		
	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、新町小学校の北西約500mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地に指定されています。</p>		

		<p>譲受人は農地を所有していませんが、実家が農家であったことから、幼少より農業を身近に感じてきました。また、本業の建設業を営む傍ら、実家の手伝いを含めて20年近く農業に従事しています。</p> <p>現在は、日高市ブルーベリー研究会に所属し、ブルーベリーの栽培普及活動に参加しています。また、ボランティア活動として、園長が旧知の仲である、入間市のめぐみ幼稚園が所有する農地で白菜やサツマイモの栽培をしており、園児が植えた作物を収穫して届ける活動を10年以上続けてきました。</p> <p>今般、農地を取得する要件が変更になったことや、本業を息子や従業員に任せられるようになったことから、本格的に農業をやりたいと思うようになり、農地を探していました。</p> <p>譲渡人とは、譲渡人の叔父の住居を解体する仕事を請け負った際に知り合い、農業に関する話をするうちに、申請地を譲りたいとの話をいただいたとのことです。</p> <p>申請地は自宅から約10kmの距離にあるため、無理なく往來することができます。また、建設業の仕事を請ける地域でもあるため、息子も手伝いに通いやすい場所になります。</p> <p>申請地は柿や栗などが既に植えてあるため、これらを引き続き生かし、蕨や香味野菜の栽培にも力を入れることを考えているとのことです。</p>
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>収穫した野菜は、無人販売することも考えているとのことです。</p> <p>また、譲受人は解体業を営んでいるので、解体したものを申請地に置くことはないかと質問したところ、農地にそうしたものを置いてはいけないということは十分理解しているとのことでした。なお、飯能市内に約150坪の資材置き場を、その他資材等を保管できる場所として、自宅敷地を含め250坪程度を所有しているので、資材を置く場合はそちらを使用するとのことでした。</p>
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	挙手全員のため、本件は、「許可」とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第20号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>1番について、事務局より、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、藤中学校の北西約130mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人は、群馬県館林市の賃貸住宅で妻と2人の子どもと4人で生活しています。子どもたちの成長に伴い、現在の住まいは手狭になると考え、自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>用地については、川越市に住む妻の両親が年を重ね、日常生活で手助けを必要とする場面が増えており、今後、介護等が必要となることも考慮し、妻の実家まで車で行き来できる範囲で探しました。</p> <p>市街化区域及び市街化調整区域内の農地以外の土地も探しましたが適地は見つかりませんでした。</p> <p>こうした中、本申請地とめぐり合い申請に至ったものです。</p>
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>現在の勤務地は館林ですが、今後も館林まで通勤することです。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>現在、農作業は行っていないとのこと。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	譲渡人は、以前も今回の申請地近くの農地を譲り渡したという記憶があります。今後の意向はどうなっていますか。
事務局	残りの農地については、今後も土地活用を考えているとのこと。
議長	<p>ほかに質問、意見等がありますか。</p> <p>特にないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、市役所の南約270mに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>譲受人は、鶴ヶ島市の賃貸住宅で妻と2人の子どもの4人で生活していますが、家財道具などが増えて手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地の選定は、通勤可能な距離であること、祖母の家に近いこと、必要な生活スペース、自家用車及び来客用の駐車スペースが確保できることを条件にしました。市街化区域や非農地も検討しましたが、計画する建物の配置及び駐車スペース</p>

スの確保ができる土地は見つからず、いろいろと探した結果本申請地に巡り合ったとのこと。

申請地は、譲受人の勤務地まで車で5分程度、妻の勤務地まで車で20分程度であり、現在の住居からも近いため、転居しても生活環境があまり変わりません。

譲受人夫婦の両親は遠方に住んでいますが、祖母が鶴ヶ島市に居住しており、生活のサポートや介護を必要とした場合に行き来がしやすいので安心とのこと。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
内容については、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 申請地の北側に隣接する宅地の所有者はわかりますか。

事務局 元々は今回の譲渡人が所有していた農地ですが、本年6月に自己用住宅用地として農地転用の許可がされ、所有権は移転しています。

委員 北側の隣接地は、まだ事業着工していません。今回の申請地と合わせ、農地転用の目的とは違う大規模開発のようなものが行われる恐れはありませんか。

事務局 申請どおり事業を行わない場合は、許可権者である県が中心となって是正勧告を行い、現況復帰するよう指導することとなります。なお、事業が完了した際には、農業委員会事務局へ事業完了報告書を提出することとなっています。事務局としても、事業完了報告書等を通じ、事業の進捗状況を把握するとともに、違反が発覚した際には、埼玉県と調整しながら適正な指導を行っていきます。

委員 完了報告書が提出された後に、申請内容とは異なる開発がされた場合はどうなりますか。

事務局 完了報告書が提出され、開発上の完了検査が終わった後に、申請内容とは異なる開発を行うということは、制度上は可能と思われます。ただし、農地転用及び開発申請の際には詳細な設計図の添付を求めていますので、実際にご質問のような状況が生じるということは、考えずらいのではないかと思います。

委員 以前は議案資料として設計図も添付されていたように記憶しています。本申請に対して疑義を持っているわけはありませんが、完了報告後についても注意深くみていく必要があるのではないかと思います。

事務局 ご指摘の内容を踏まえながら、今後の事務手続きを進めていきたいと思っております。添付資料の関係につきましては、持ち帰って検討したいと思っております。

議長	<p>ほかに質問、意見等がありますか。 特にないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、市役所の西約130mに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地については、令和5年5月1日に除外されています。</p> <p>譲受人は鶴ヶ島市の賃貸住宅で妻と2人で生活していますが、家財が増えて手狭になってきたため、結婚当初からの夢であった自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>敷地は、駐車スペースを自己用2台分及び来客用1台分の合計3台分、将来子どもが生まれたときに敷地内で走り回ることのできる庭などを計画しており、市街化区域や調整区域の非農地を探しましたが、適地が見つかりませんでした。そこで、こうした事情を両親に相談したところ本申請地を紹介されたとのことでした。</p> <p>申請地は譲受人の実家から車で5分の距離にあり、将来子どもが生まれた際には両親から適切なアドバイスをもらえるなど、安心して生活を送ることができます。また、両親と祖父母も高齢であるため、すぐに駆け付けられる距離にいることは、お互いにとっても安心ができるとのことでした。</p>
議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>譲受人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p> <p>申請地では、おじいさんが野菜を栽培していましたが、おじいさんが亡くなった後は作付けはされていません。</p>
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。</p> <p>内容については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に4番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、南市民センターの西約320mに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については、令和5年5月</p>

11日に除外されています。

譲受人は、市内の賃貸住宅にて妻と息子との3人で生活しています。

現在は妻が仕事を辞め、子育てに専念していますが、第2子が誕生した後は、仕事への復帰を予定しています。共働きとなった際は、子育てのサポートが必要となるため、大字藤金地内にある実家の近くに自己用住宅の建築を計画しました。

市街化区域の土地も検討しましたが、計画建物の配置及び駐車スペースの確保ができる土地が見つからなかったため、父親に相談したところ本申請地を提供してもらえることになったとのことです。

現在の勤務先は、横浜市にあり、新居建築後は1時間半の通勤を考えていますが、本申請地は、保育園、小学校、中学校に近く、家族の生活や子育てに適した場所と考えているとのことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

借受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
内容については、事務局の説明のとおりです。
申請地以外に所有する農地は一反ほどあるそうですが、耕作はしていないとのことです。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
次に5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

申請地は、南中学校の北西約450mに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地については、令和5年5月11日に除外されています。

譲受人は妻と2人で川越市の賃貸住宅にて生活していますが、家財道具も増えて手狭になってきました。

鶴ヶ島市内に居住している高齢な両親の様子を容易に確認でき、来客用を含め3台分の駐車スペースが確保できること、また、物干しや駐輪のためのスペースも十分に確保できる土地を市街化区域、市街化調整区域の農地以外の土地でも探しましたが、希望に合う土地は見つかりませんでした。

そのため、農地ですが希望に合う本申請地を所有する父親に相談したところ、借り受けることとなりました。

申請地は、既存集落内にあり、自然環境も良く宅地として適地であり、高齢な両親の住宅敷地に隣接しているため、容易に両親の様子を確認できます。また、譲渡人の勤務地まで車で5分程度、妻の勤務地まで車で18分程度の距離とな

		り、通勤時間に大きな変更は生じないとのことです。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 内容については、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	権利の種類として、使用貸借権が設定されています。期間はどのくらいですか。
	事務局	申請書によると、30年とされています。
	委員	申請地については、共有名義となっています。今後想定される相続について、協議はされているのですか。
	事務局	確認はしていません。
	議長	ほかに質問、意見等がありますか。 特にないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第4 日程第5	議長	議案第21号 農用地利用集積計画の決定について 議案第22号 農用地利用集積等促進計画についてにつきましては、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。
	事務局	はじめに、農地中間管理機構を利用した農地の貸借につきましては、今年の4月から制度が変わりましたので、議案の説明の前に、少し制度の説明をさせていただきます。今までは、農地中間管理機構を利用して農地の貸借を行う場合、貸し手から農地中間管理機構への貸付には、市が農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から担い手に貸し付ける場合には、中間管理機構が農用地利用配分計画を定めていました。 今般、農業経営基盤強化促進法が改正され、今年の4月からは、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止となり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。 しかしながら、廃止された2つの計画のうち、農用地利用集積計画につきましては、2年間の経過措置期間が設けられ、令和7年3月31日までは今までどおりの方法を続けることとなりました。一方、中間管理機構から借り手への貸付につきましては、経過措置がありませんので、新たに農用地利用集積等促進計画を定めることとなりました。このため、

今回は、議案第21号で今までと同様の農用地利用集積計画についての可否を、議案第22号で農用地利用集積等促進計画についての意見を市長から求められているものです。

それでは、議案第21号についてご説明します。本件につきましては、高倉地区の農地8筆、4,067㎡を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社へ貸し付ける内容となっております。期間は、令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間です。

続きまして、議案第22号についてご説明します。議案第22号別添資料をご覧ください。本件につきましては、農地中間管理機構が、議案第21号で借り受け集積した農地を、借り手である(株)いるま野アグリへ転貸するものです。なお、借受人である(株)いるま野アグリにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
土地所有者は高齢であり、農業に従事できないことから本申請にいたったものです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 作付け品目は、何を予定していますか。

事務局 小麦と大豆の作付けを計画しています。現在、農業交流センターの南側で行っている作付けと同様の内容となっております。

委員 申請地は8筆ありますが、そのうちの2筆については、筆の一部が貸付地から除かれています。その理由は分かりますか。

事務局 貸付地から除かれている部分については、貸付人の自宅敷地と地続きとなっており、貸付人の希望で残しておきたいとのことでした。

議長 ほかに質問、意見等がありますか。
特にないようですので、以上で質疑を終了し、議案第21号から22号までにつきまして、順次採決を行います。議案第21号につきまして、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

次に、議案第22号につきまして、農業委員会としての意見を決定します。本件につきましては、一般的な質問、意見等はありませんでしたが、法で定める要件についての観点からの意見等はなかったと思われませんが、よろしいでしょうか。

(同意)

議長 それでは、以上のことを踏まえ、本件について、「意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「意見なし」とすることに決定しました。
日程第6	議長	議案第23号 農地等の利用の最適化施策に関する意見についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
	事務局	内容説明の前に、意見書の法的根拠について説明します。 農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項により、関係行政機関に農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと定められています。これを基に、本農業委員会が、鶴ヶ島市長に対して意見書を提出するものです。 なお、意見書の提出を受けた市は、農業施策の立案、実施に当たり、提出された意見を考慮しなければならないと「農業委員会に関する法律」第38条第2項により定められています。 それでは、意見書の内容について説明します。意見書は、 前、令和5年2月2日に市長へ提出した意見書の内容を継続しつつ、鶴ヶ島の農業を次世代に引継ぎ、具体的な市の事業に結び付けられるような内容としています。 お手元の議案第23号 別添資料をご覧ください。意見は、2本の柱で構成しています。 1本目の柱は、農業委員会等に関する法律第6条第2項に定める「農地等の利用の最適化の推進」です。遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進の3点にわけ、それぞれの項目ごとに具体的な要望を列挙しています。2本目の柱は、農地等の利用の最適化の推進以外のその他の施策としてまとめています。具体的には、農業経営の充実を図るための補助や農業機械の貸借の仕組みづくり、農業に関する理解を深めるための施策の2点を要望としています。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、原案のとおり決定しました。 なお、意見書につきましては、前回と同様、市長に直接お渡ししたいと考えています。事務局では、日程はどのように考えていますか。
	事務局	8月1日(火)午前9時に市長へ意見書をお渡ししたいと考えています。
	議長	ご都合があれば、各委員のご出席をお願いします。
日程第7	議長	報告第7号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明(報告)します。

		<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第7回総会における審議案件 2件 ・農地法第5条の規定による許可 の取消申出について なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 2件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 なし ・農地法施行規則第29条第1号に 基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 (質問・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を 求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第8	議長	その他について、説明事項等がありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の 署名	事務局	本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名 を求める。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和5年第8回農業委員会総会を閉会しま す。